

## ふぐ取扱所認証 審査基準

### 【事務の根拠】

○東京都ふぐの取扱い規制条例（昭和六十一年三月三十一日条例第五十一号。以下「条例」という。）第十二条  
ふぐ取扱所を営もうとする者は、ふぐ取扱所ごとに、次に掲げる事項について知事の認証を受けなければならない。

- 一 ふぐ取扱所の名称及び所在地
- 二 専任のふぐ調理師（専ら当該ふぐ取扱所において、ふぐの取扱いに従事するふぐ調理師をいう。以下同じ。）の氏名

### 【認証の申請書の様式】

○条例施行規則（昭和六十一年六月二十四日規則第百二十三号）第十三条

条例第十二条の規定により認証を受けようとする者は、別記第十一号様式によるふぐ取扱所認証申請書に専任のふぐ調理師（同条第二号に規定する専任のふぐ調理師をいう。以下同じ。）の免許証の写しを添えて、知事に提出しなければならない。

### 【参考条文】

○条例第十三条

知事は、第十二条の規定により認証をしたとき及び前条第二項の規定による届出があつたときは、認証書を交付する。

年 月 日

東京都知事 殿

住所  
(ふりがな)  
申請者 氏 名  
生年月日 年 月 日生  
電話番号 ( )

( 法人の場合は、その名称、主たる事務所の  
所在地及び電話番号並びに代表者の氏名 )

ふぐ取扱所認証申請書

ふぐ取扱所の認証を受けたいので、東京都ふぐの取扱い規制条例第 12 条の規定により、下記のとおり申請します。

記

ふぐ取扱所	(ふりがな) 名 称	
	所 在 地	
	電 話 番 号	( )
	営業の種類  ( 該当番号に ○を付けて ください。 )	1 飲食店営業 2 魚介類販売業 3 魚介類せり売業 4 魚肉練り製品製造業 5 そうざい製造業 6 そうざい半製品等製造業 7 魚介類加工業 8 集 団 給 食 9 その他 ( )
専任のふぐ調理師	氏 名	
	免 許 番 号	第 号
	住 所	
	電 話 番 号	( )

添付書類 専任のふぐ調理師の免許証の写し

健康安全課收受印	保健所経由印	料金収納済印	手数料印